

## 制度内容等に関するFAQ（よくある質問）

### 1 どのような場合、支援対象となるのか？

- ・ 市内介護施設等(※注1)を経営する事業者が、雇用する介護職員(※注2)を、事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助

(※注1) 市内介護施設等は次のとおり

- ・ 特養
- ・ 老健
- ・ 介護付有料老人ホーム
- ・ ケアハウス
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ ショートステイ

(※注2) 介護施設等に勤務する介護職員のうち、次のいずれかに該当する者（市内在勤に限る）

- ・ 平成30年度以降に新規で事業者には雇用された常勤介護職員
- ・ 平成30年度以降に受入れの介護福祉士を目指す留学生
- ・ 平成30年度以降に受入れのEPA介護福祉士候補生
- ・ 平成30年度以降に受入れの受入技能実習生
- ・ 大学のカリキュラムで行うインターンシップなどの介護実習生
- ・ 在留資格「特定技能」で来日するもの

### 2 助成内容について

対象経費	雇用する介護職員向け、宿舎借上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
	宿舎1戸当たり対象経費の総額の1/2を上限
補助率 ・ 助成金額	1戸当たり月額1/2 (3万円を上限、1,000円未満は切り捨て)  ※1戸に複数で入居する場合は、賃借料・共益費（管理費）の合計額を、入居人数で除した額（3万円を上限）を各々の算定基準とする。 ※住民票による介護職員の住居が確認できる期間とする。 ※住居借上費用を本人に負担を求めないこと。ただし、事業実施者の負担額が本市の補助額を超える場合には、本人の負担は越えた額の範囲内とすること。
助成期間	事業者の雇用する介護職員が、借上げ宿舎に入居している期間。(年度ごとに8名まで) <u>(注) 補助金の申請は単年度ごとに行います。5年間の事業継続、補助を約束するものではありません。</u>

3 事業者が宿舎を借上げたら、支援対象となるのか？

- ・ 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。採用した介護職員の入居日から対象となります。なお、介護職員の入居日は、住民票で確認します。
- ・ 事業者が介護職員用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。
- ・ 対象となる物件は、住居リストをご確認ください。

4 補助金助成期間等について。

- ・ 令和2年度については、4月以降に申請のあったものから受け付けます（通年受付）。
- ・ 予算の上限に達し次第、終了となります。

5 過去に支払った賃借料等は対象になるのか？

- ・ 遡りはしません。申請のあった月からが補助対象となります。

6 本人から負担を取っても良いのか。

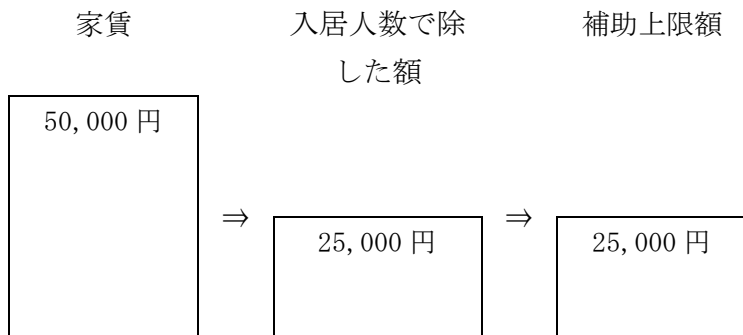
- ・ 原則、住居借上費用を本人に負担を求めないこととしています。ただし、事業実施者の負担額が本市の補助額を超える場合には、越えた額の範囲内で本人に負担させても問題ありません。

7 シェアハウスなど複数人で居住する場合、補助はどのようになるのか？

- ・ 1戸当たり対象経費を入居人数で除した額（3万円を上限）を各々対象者分として補助します。

例1：次の2人で50,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

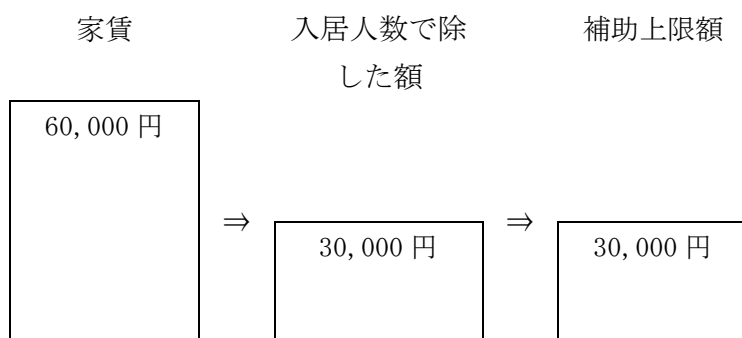
Aさん 勤続1年目・Bさん 勤続1年目



Aさん、Bさんそれぞれの25,000円を補助します。

例2：次の2人で60,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

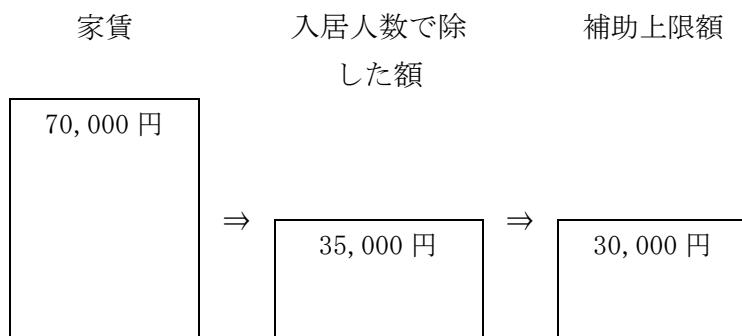
Aさん 勤続1年目・Bさん 勤続1年目



Aさん、Bさんそれぞれの30,000円を補助します。

例3：次の2人で70,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

Aさん 勤続1年目・Bさん 勤続1年目

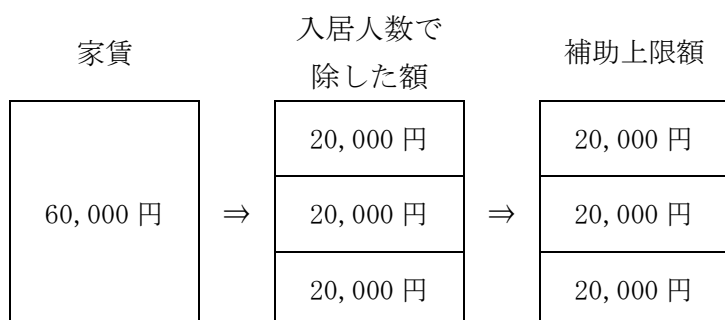


入居人数で除した額（35,000円）が上限3万円を超えているため、Aさん、Bさんそれぞれの上限である30,000円を補助します。

例4：次の3人で60,000円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

Aさん 勤続1年目・Bさん 勤続1年目・Cさん 勤続1年目

当該物件に補助対象介護職員AさんBさんCさんが居住しているので、AさんBさんCさんが補助対象となる期間はそれぞれ20,000円を補助します。



※家賃を 1/2 にした際、1,000 円未満は切り捨てとなります。

※補助上限額は 3 人の家賃を超えない額となります。

例 5 : 次の 3 人で 90,000 円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

A さん 勤続 1 年目・B さん 勤続 1 年目・C さん 勤続 1 年目

当該物件に補助対象介護職員 A さん B さん C さんが居住しているので、A さん B さん C さんが補助対象となる期間はそれぞれ 30,000 円を補助します。

家賃		入居人数で 除した額		補助上限額
90,000 円	⇒	30,000 円	⇒	30,000 円
		30,000 円		30,000 円
		30,000 円		30,000 円

例 6 : 次の 3 人で 100,000 円の部屋に住居している場合、補助額はどうか？

A さん 勤続 1 年目・B さん 勤続 1 年目・C さん 勤続 1 年目

当該物件に補助対象介護職員 A さん B さん C さんが居住しているので、A さん B さん C さんが補助対象となる期間はそれぞれ上限 30,000 円を補助します。

家賃		入居人数で 除した額		補助上限額
100,000 円	⇒	33,000 円	⇒	30,000 円
		33,000 円		30,000 円
		33,000 円		30,000 円

8 市外にある介護施設に勤務している人と市内にある介護施設に勤務している人が同じ部屋で暮らしている場合は？

- ・ 市内介護施設に勤務する介護職員が、条件に合致する場合は補助対象となります。

9 単身者でないといけないのか？（同居の親族等がいる場合。）

- ・ 単身者でなくても構いません。（同居の親族等がいる場合でも構いません。）

10 礼金、更新料について。

- ・ 礼金、更新料は対象外のため、補助金の申請はできません。

- 11 4月1日付採用の介護職員で、3月中に入居した場合、3月分は補助の対象となるか？
- ・ 3月中は助成の対象にはなりません。
  - ・ 当該補助制度は、年度ごとに、①事業者等が借上げた住居に、②条件を満たした介護職員が入居してからの、助成の対象となります。
- 12 補助金の支払方法はどうか？
- ・ 補助金の支払いは、年度末実績報告に基づく支払となります。
- 13 介護職員の入居日が、月末だった場合等の補助金はどうか？
- ・ 月額基準額について、1か月に居住した日数が満たない場合は、当該月の日数で日割り計算します。日割り計算した額と実際に支払った額を比較して低い方の額を補助対象経費とします。
  - ・ 途中入居月の補助対象経費は、ウェブサイトに掲載されている、横浜市介護職員住居借上支援事業日割り額・実支払額比較計算表をご利用ください。
- 14 市内にある宿舎に居住しているが、市外にある介護施設に勤務している場合は、対象になるのか？
- ・ なりません。
- 15 市外に横浜市内の介護施設に勤める職員用の宿舎がある場合、対象になるのか？
- ・ なりません。住居リストにある物件のみです。
- 16 介護施設を運営する事業者採用されて11年目になる介護職員が、同じ事業者が運営する他の介護施設に異動して1年目という場合、対象になるのか？
- ・ なりません。
- 17 常勤であれば、パートでも良いのか。
- ・ 1日6時間以上、月20日以上勤務であれば、雇用形態は問いません。パートでも大丈夫です。
- 18 現在採用4年目の介護福祉士資格を有していない職員がいる。介護福祉士を取得したら、補助対象となるのか？
- ・ なりません。
- 19 当事業は宿舎を貸すという現物給付になり、本来は、介護職員本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がない。所得税の取扱いはどうなるのか？
- ・ 最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 20 令和3年度以降の事業継続の見通し。
- ・ 介護職員不足の状況等を勘案して事業継続を検討する予定です。

21 産休中や育休中は対象となるか？

- ・ 雇用が継続されている場合は、対象となります。地域活動は可能な範囲で行ってください。

22 休職中の職員の取扱はどうか？

- ・ 雇用期間中ならば、休職期間は除算しません。地域活動は休職の内容によって判断します。

**【事務手続き等について】**

23 申請書方法について。

- ・ 雇用証明書は、必ず市の様式（ウェブサイトに掲載）をご利用ください。

24 補助金交付までの事務手続きはどうか？

- ・ 年度末請求による支払となります。

25 申請時に必要とする書類について。

- (1) 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書（第1号様式）※要押印
- (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）※要押印
- (3) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書（第2号様式）

※日割りになる場合には、横浜市介護職員住居借上支援事業日割り額・実支払額比較計算表も添付

- (5) 横浜市介護職員住居借上支援事業収支予算書（第3号様式）
- (6) 不動産賃貸借契約書（写し）
- (7) 雇用証明書（第11号様式）※4月1日以降発行のもの
- (8) 住民票（補助対象介護職員分）※4月1日以降発行のもの

26 雇用証明書とはどのようなものか？

- ・ 事業者が当該介護職員を常勤介護職員として雇用していること、勤務開始日を証明していただく書類です。証明書の発行していただく日付は、申請及び実績報告時点の日付となります。
- ・ 必ず本市指定様式（ウェブサイトに掲載されている様式）をご利用ください。

27 住民票はコピーでもよいのか？いつ時点の物を提出するのか？

- ・ コピーでもよいです。
- ・ 住民票は当該借上げ宿舎に居住していることを証明する物です。申請時には、申請月以降に発行されたものが必要です。実績報告時は、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものが必要です。

28 年度途中で、退職もしくは宿舎を出る場合はどうなるのか。

- ・ その段階で、補助は打ち切りとなります。速やかに変更申請してください。

（年度途中で宿舎を退去された場合は、実績報告時に、退去日まで宿舎に居住していたことを証明するために、退去日以降に取得した住民票が必要となります。）

29 実績報告時に必要とする書類について。

- (1) 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書（第6号様式）※要押印
- (2) 横浜市介護職員住居借上支援事業収支決算書（第7号様式）
- (3) 不動産賃貸借契約書
- (4) 雇用証明書（第11号様式）
- (5) 地域活動実績報告書（第12号様式）※要押印
- (6) 住民票
- (7) 給与明細書
- (8) 物件借上げに係る経費支払書（領収書等）

30 実績報告時に提出する給与明細書について。

- ・ 介護福祉士本人への給与の支給、住居費の本人負担等を確認します。
- ・ 賃金台帳など

31 年度途中で賃貸借契約が終了する場合について。

- ・ 年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新する予定であれば、**契約更新見込みとして令和3年3月31日までの申請が可能**です。ただし、以下の点にご注意ください。
  - (1) 更新契約書について
    - ・ **実績報告書提出時には、更新契約書一式の写し**の提出が必要です。必ずご用意ください。
  - (2) 第2号様式について  
該当者の2号様式の補助対象期間欄に、「〇月更新契約予定」と記載してください。
  - (3) 更新しなかった場合について
    - ・ 更新契約見込みで申請したものの、何らかの事情で更新をしなかった場合は、**速やかに変更申請が必要です**。ただし、**更新に伴う転居等による変更申請の場合、申請期間は不動産賃貸借契約の更新日を含む月の末日までとします**。変更申請がないまま転居した場合等、支払いができないこともありますので、ご注意ください。

32 物件借上げに係る経費支払書（領収書等）の提出に係る注意点について

住居借上に係る賃借料等を、不動産賃貸借契約書に記載されている貸主または振込口座へ支払われているかを確認するために、**次の(1)～(4)点に注意し、原則アの書類を提出ください。用意ができない場合はイまたはウの書類で提出ください。**

- (1) 補助対象全期間のもの
- (2) 補助対象経費のもの ・ 駐車場代や手数料等補助対象外の経費をまとめて支払っている場合は、内訳の分かる資料を提出ください。
- (3) 法人名義の支払いのもの（個人名義や施設名義等で支払いがされている場合は無効）
- (4) 不動産賃貸借契約書どおりの支払いのもの ・ 不動産賃貸借契約書と異なる支払い方法の場合（振込口座の変更等）、それを証明する書類を提出ください。

ア 【原則】 受領証明書または支払い済み領収書の写し

- ・ 不動産賃貸借契約書に記載のある貸主名義または仲介業者の受領証明書または領収書。
- ・ ○月分賃借料、共益費など記載してあること。

**※受領証明書または領収書は、○年4月～▲年3月分の賃借料等と記載してあるもの1枚でも結構です。**

イ 振込明細書の写し

- ・ 法人名義で、不動産賃貸借契約書に記載のある、貸出人名義の口座に振り込まれている振込明細書の写し。

ウ 法人名義通帳の写し（口座引き落としの場合）

- ・ 金融機関に提出した口座引き落とし申込書の写し。
- ・ 事業者名義で、不動産賃貸借契約書に記載のある貸出人名義の口座に引き落としされている通帳の表紙及び各月分の写し。